

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 9 月 30 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500551号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500034号

## 第1 結論

昭和38年5月から昭和45年3月までの請求期間、昭和46年10月から昭和47年3月までの請求期間、昭和47年10月から昭和51年9月までの請求期間、昭和58年4月から同年9月までの請求期間及び平成10年9月から平成13年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和38年5月から昭和45年3月まで  
② 昭和46年10月から昭和47年3月まで  
③ 昭和47年10月から昭和51年9月まで  
④ 昭和58年4月から同年9月まで  
⑤ 平成10年9月から平成13年6月まで

私は、請求期間①から④までの国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人に納付し、請求期間⑤の国民年金保険料については、銀行の口座引き落としか振込みで納付していた。

請求期間の国民年金保険料が未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録及び附則4条納付者リストによれば、請求期間①直前の昭和37年1月から昭和38年4月までの16か月の国民年金保険料は、昭和53年7月から昭和55年6月まで実施されていた第3回特例納付制度により昭和54年3月から昭和55年6月までの間に4回に分けて納付されていることが確認できるところ、特例納付制度は、主として被保険者等が国民年金保険料の徴収権が時効により消滅した期間の保険料を納付することにより年金受給資格期間を確保する目的で実施されたものであり、請求者については、上記特例納付時点におけるそれまでの保険料納付済期間及び保険料免除期間並びにそれ以降の60歳到達により被保険者資格を喪失する前月までの期間の合計月数が284か月であることから、請求者は、最低限の年金受給資格期間(請求者の場合は300か月)を確保する目的で上記16か月の特例納付を行い、請求期間①から③までの期間については納付していないものとするのが自然である。

また、請求期間④については、請求者の妻の同期間も国民年金保険料が未納である上、請求者は、60歳到達により被保険者資格を喪失した後の平成10年3月から国民年金に任意加入しており、当該任意加入以降の保険料納付済期間は請求期間④に相当する6か月となっていることから、請求者は、最低限の年金受給資格期間を確保する目的で6か月の国民年金保険料を納付し、請求期間④及び⑤の国民年金保険料については納付していないものとするのが自然である。

さらに、請求者は、請求期間①から⑤までを含む昭和32年2月以降同一区内に居住してい

ることが住民票により確認できるところ、請求期間は5か所かつ177か月に及び、行政機関がこれだけの回数及び長期間にわたり事務処理を繰り返し誤るとは考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500497号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1500035号

## 第1 結論

昭和45年4月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和45年4月から昭和52年3月まで  
私の夫は、結婚した後の昭和51年3月に私の国民年金の加入手続を行い、それまで未納だった国民年金保険料を一括で納付し、その後も夫婦の保険料を納付していた。請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求者の夫が昭和51年3月に請求者の国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、昭和53年1月に払い出されていることが確認できることから、請求者の国民年金の加入手続は同年同月頃に行われたものと推認でき、請求内容と符合しない。なお、同年同月時点では、請求期間のうち、昭和45年4月から昭和50年9月までの期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても上記記号番号とは別の記号番号を確認することができない。

そのほか、請求者の夫が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。